

イギリス革命期の経済思想 (I)

— ヘンリ・ロビンソン —

浜 林 正 夫

1. 序 論

ヘンリ・ロビンソンに対する私の興味は二重である。一つは、経済学説史のうえで、トマス・マンを中心とするいわゆる初期重商主義が、トーリ自由貿易論者を中心とする後期重商主義へ、どのようにつながっていくのか、という関連においてであり、もう一つは、イギリス革命の思想史的分析の一部としてである。経済学説史のうえでは、マンらをめぐるいわゆるブリオニズム論争にかんして、古くは張漢裕氏、新しくは、渡辺源次郎、相見志郎、飯塚一郎、田中敏弘らの諸氏の研究があり、また17世紀末の自由貿易論の性格については、張漢裕、大塚久雄両氏の先駆的研究によってほぼ定説ともいふべき解釈がうちだされている。私自身もこれらの業績にみちびかれつつ、ロックを中心として展望をこころみたことがあったが、経済学説史におけるイギリスの17世紀は、このようにいわば二つの焦点をもつているといえよう。しかしこの二つの焦点がどのように結びついているのかという問題は、かならずしも明らかではない、といわなければならない。ブリオニズム論争におけるブリオニストと貿易差額論者との対立が、自由貿易論と保護主義をめぐる「マーケター」と「ブリティッシュ・マーチャント」との対立へ、平行線のように直線的に結びついているという、張漢裕氏の提起したシェーマは、ブリオニストにかんする渡辺源次郎氏の最近の研究によって、部分的な批判をうけており、全体としても再検討を必要としているように思われる。私はこの二つの焦点を結ぶ中間項ともいふべき若干の経済思想——ルイス・ロバーツ、ヘンリ・ロビンソン、ヘンリ・パーカー、サミュエル・フォートリ、ウィリアム・テムプル、ウィリアム・ペティなど——をとりあげることによって、学説史における系譜関係をたどって

みたいと考えているのであるが、このロビンソン研究はそのような系譜のなかの一部をなすものとなるであろう。

このような学説史的な関心とともに、もう一つの興味は、ロビンソンがイギリス革命のなかで独立派にぞくしていたという事実そのものによって、ロビンソンの経済思想の分析が、イギリス革命の複雑な様相を解明する手がかりの一つを与えてくれるかも知れない、という予想である。ロビンソンにかんするただ一つの包括的な研究である W. K. ジョーダンの書物は、「資産家」(Men of Substance) という、やや奇妙な標題がつけられているが、この標題にはイギリス革命の主勢力のなかに、ロビンソンのような「資産家」と、その穩健な思想をみいだしたジョーダンの、意外の感がふくまれているように思われる。そしてジョーダンは、こういう「資産家」によって代表される勢力が、革命の中心であったということに、「イギリス革命の本質的に保守的な性格⁽¹⁾」があらわれていると考えるのである。こういう角度からロビンソンをとりあげたジョーダンの研究は、ファース⁽²⁾やショーヤム⁽³⁾の先駆的な、しかし断片的な研究よりも、はるかにわれわれの興味をそそるのであるが、しかし、ロビンソンをパーカーとともにイギリス革命の思想の「代表」と断定してしまうことには問題が残るであろう。必要なことはまず革命に対するロビンソンの立場を、その経歴や政治・宗教思想などから、確定し、そののちにその経済思想の分析にはいることであろう。しかしともあれ、ロビンソンは複雑な革命思想史の少くとも一部を——かならずしも代表的な部分ではないにしても——あきらかにしてく

(1) W. K. Jordan: Men of Substance, a study of the thought of two English revolutionaries, Henry Parker and Henry Robinson (Chicago, 1942) p.4.

この書物はその副題がしめしているように、ヘンリ・ロビンソンとヘンリ・パーカーにかんする研究であるが、本稿ではロビンソンにかんする部分のみをとりあげる。パーカーにかんしては、機会をあらためて分析をこころみる予定である。

(2) C. H. Firth: "An anonymous tract on "Liberty of Conscience", (Eng. H. R. vol. IX, 1894).

(3) W. A. Shaw: Select Tracts and Documents illustrative of English Monetary History, 1626—1730, London, 1896, rep. 1935.

(4) F. Mood: Henry Robinson and the authorship of the Bahama Articles and Orders (Transactins of the Colonial Society of Massachusetts, vol. XXXII). この論文を私はまだみていない。

れるであろうし、そういう角度からするロビンソンの経済思想の分析は、さき
にあげた学説史的な視角からする分析とまったく無縁のものであるのではな
く、あい補って思想と歴史との関連をしめしてくれるにちがいない。

2. ロビンソンの生涯

そこでまずはじめに、ロビンソンの生涯を、主としてイギリス革命の経過と
の関連において、スケッチしておきたいと思う。

ロビンソンは1605年ロンドンに生れた。その家系は15世紀のはじめからロン
ドンのいろいろなカンパニのメンバーとなっていた有力な商人の家系であり、
かつ同時にスタフォードシャに多くの土地をもつジェントリ上層部であつた。
ヘンリの父ウィリアムは、ロンドンの絹物商カンパニのメンバーで、母キャザ
リンは、ノーザムプトンシャのジェントリ、ワトキンス家の出身であつた。9
人兄弟の長男であつたヘンリは、オックスフォード大学に入学はしたけれど
も、学位をえないうちに退学し、1626年に父のカンパニへはいり、おそらく父
の代理人として、見習いをおかねて大陸駐在員となり、父の死（1635年）ののち
は、ロンドンへ戻つて商売に従事したようである。ロビンソンの最初の書物
——これがのちにわれわれの分析の中心となる——は、もっぱら経済問題をあ
つかつたもので、「交易の増大によるイギリスの安全」と題され、1641年に出版
され、またそれにつづく1642年の「自由、あるいはアルジエにおけるイギリ
ス人捕虜の救援」も、地中海におけるイギリス商人の安全を要求したものであ
る。

だがイギリス革命の進展につれ、ロビンソンの関心は経済問題から宗教問題
にうつり、1643年以降はほ1647年にいたるまでのあいだ、主として信仰の自由の
問題についてのパンフレティアとなつた。彼は、「良心の自由、あるいは平
和と真理をうるための唯一の手段」（1644年）、「バプティスト・ジョン、イエ
ス・キリストの先駆者、あるいは良心の自由の必要性」（1644年）などのパン
フレットを發表して、みずから信仰の自由の主張を訴えたほか、オランダから
印刷機と印刷工をよび、リルバーン、ウォールウィン、ハートリブ、オーヴ
トンなどをふくむ多くの人々のパンフレットを、無許可で出版し、このために

ウィリアム・プリンらの長老派の人々からはげしい攻撃をうけた。ロビンソンはプリンに反駁するいくつかの論文もまたこの時期に書いている。

他方、ロビンソンはいぜんとして貿易の仕事をつづけ、1641年2月には東印度会社のメンバーとなり、また石炭や硝石の輸送にあたりたりしていたが、革命のため営業は不振であり、1649年ごろからは政府の仕事に関係するようになった。たとえば1649年7月には国王・皇后領売却にあたって、財務官に対してなされる支払いおよび届出の監官査に任命され、翌年5月には永代借地地代の売却にかんする監査官、関税委員などに任命され、そのほか、必要に応じて、貿易や通貨などの問題について、國務会の諮問をうけるロンドン商人の代表のなかに加わっていた。このほかロビンソンは、郵便事業の請負について、1641年3月に与えられたその権利を主張しつづけたが、革命政府はこれを無効とし、1644年にエドモンド・プリドウを郵便長官に任命し、ロビンソンは王政復古にいたるまで、この職をめぐるプリドウとの争いをつづけている。

1649年ごろからのちのロビンソンの著作活動は、ふたたび経済問題にもどり、「交易と航海の発展にかんする簡単な考察」(1649年)や、職業紹介所の設置を提案した「申込み・あつせん所」(1650年)などのパンフレットがあり、また政治問題については国王の死刑の正当性を主張した「君主制と貴族制との小論」(1649年)があるが、同時にこの時期には、法律改正の問題がロビンソンの大きな関心のまゝとなり、「迅速・低廉・平等な司法のための若干の考察」(1651年)、「人民の自由と便宜のための若干の提案」(1652年)、「法と法手続きの改正のための若干の提案」(1653年)が、あいついで発表されている。

王政復古後のロビンソンの活動については、ほとんど何も知られていない。D. N. B. ではロビンソンの歿年は1664年とされているが、ジョーダンによればこれは誤りで、少なくとも1666年までは生存しており、おそらく1673年の7月、68才で死亡したのではないかと推定されている⁽¹⁾。おなじくジョーダンの推

(1) このロビンソンの生涯についての素描は、まったく W. K. Jordan: op. cit., pp. 38—66. によつている。私の知るかぎり、D. N. B. をのぞいては、これ以外にロビンソンの伝記はみあたらない。

定によれば、ロビンソンのあらわした書物・パンフレットは——匿名のものをふくめて——19点におよび、これはすべて1641年から1653年のあいだに発表されたものである。

以上のロビンソンの経歴から、われわれが学びうることは、それほど多くはない。だが次の二点だけは注意しておく必要があるだろう。その一つは、ロビンソンが独立派と結びついたロンドンの有力商人の一人であったということ、したがってこれを独立派と規定することは誤りではないけれども、しかし、たとえば同じくロンドンの有力商人であったアイザック・ペニントンが長期議会の議員となり、のち国务会のメンバーとなったのにくらべると、ロビンソンの場合には政治との距離はやや遠く、革命政府との関係もロンドン商人としての協力という範囲にとどまっていたということである。第二に注意すべきことは、その信仰の自由の主張が、国教会や絶対王政に対するものであったのではなく、長老派に対するものであり、したがって1643年以後のものであったということである。その主張の内容はあとで検討することとしたいが、さしあたり、ロビンソンのつながりが正統ピューリタンとではなく、ウォールウィンのセクト（政治的には平等派）とのあいだに、むしろみられたという外面的な事実だけを、ここで指摘しておこうと思う。

3. ロビンソンの宗教思想

それではロビンソンは、思想的には独立派にぞくするとみてよいのであろうか。この問題に対する答は、独立派の思想とはどういうものなのか、ということによって定められるであろう。

独立派が思想的にもかなり異質的な複合的なグループであったことは、周知のとおりであるし、プライドのページ以後も革命を支持したいわば政治的な意味での独立派と、ピューリタニズムの一分派としての宗教的な意味での独立派とが、かならずしも一致するものでないことは、かつて J. H. ヘクスタが実証したところであった。⁽¹⁾最近の G. ユールの研究はヘクスタ説を批判し、⁽¹⁾宗教的

(1) J. H. Hexter: The Problem of the Presbyterian Independents (American Historical Review, vol. XLIV, no. 21, 1938) pp. 29—49.

独立派と政治的独立派との同一性を主張しているが、このユールの研究によれば、⁽¹⁾ 宗教的な意味での独立派は、長老派と分離派諸セクトとの「中間」に位置するものとされる。すなわち、1644年、ウェストミンスター宗教会議が長老主義をイングランドへもちこもうとするのに反対して独立派の神学者5名が発表した「弁明の言葉」にみられるように、独立派は、「教義のすべての点においては」長老派と一致しているにもかかわらず、⁽²⁾ 教会規律の点で意見を異にし、全国的な統一支配をうちたてようとする長老派と、各教会の完全な自立を主張する分離派との中道をもとめ、各個別教会の自主性を尊重しつつ全国的なつながりを維持することを主張したのであった。この主張はまた、1644年のジョン・コトンの「天国の鍵」に附せられた T. グッドウィンと P. ナイとによる「序文」のなかでも、⁽³⁾ きわめて端的にくりかえされているが、⁽⁴⁾ こういう独立派の宗教思想は、ユールのいわゆる「分権的カルヴィニズム」、あるいは「独立的長老主義」と規定しうるものといつてよいであろう。

ところでロビンソンの宗教思想は、「良心の自由」や「バプティスト・ジョン」にあらわれている宗教的寛容の主張にかんするかぎり、独立派の主張とまったく同一だといえる。すなわちロビンソンは、聖俗二権を分離し、世俗権は信仰の問題へたちいることはできず、教会は強制権を用いることはできないと主張し、また信仰のことにかんしては、無謬の (infallible) 権威はなく、ただ「祝福された魂がイエスからうけるもの」のみが真実であるといい、強制的な統一は有害であつて、むしろ誤った意見であつても自由に流布させるべきであり、⁽⁵⁾ そのなかで真実はおのずから勝利をしめるだろう、と説くのである。こういう

(1) G. Yule: *The Independents in the English Civil War*, 1958. なお竹内幹敏「ピューリタンの教会規律と資本主義の精神」(水田洋編「イギリス革命」1958年所収)は、資本主義精神論の見地から長老派、独立派、分離派の教会組織論を分析した力作であつて、ユールの研究をこえる高い水準のものである。

(2) "An Apologeticall Narration, humbly presented to the Honourable House of Parliament, by T. Goodwin, P. Nye, S. Simpson, J. Burroughs, & W. Bridge, 1644" — W. Haller: *Tracts on Liberty*, 1933, vol. II, p. 337.

(3) "Introduction to John Cotton's 'The Keys of the Kingdom of Heaven'" — A. S. P. Woodhouse: *Puritanism and Liberty*, 1938, pp. 293—298.

(4) G. Yule: *op. cit.*, pp. 10—11.

(5) (H. Robinson): *Liberty of Conscience* — W. Haller: *op. cit.*, vol. III, pp. 107—178.

主張の実際的な結論だけを取りだしてみると、たしかにロビンソンの主張は、「弁明の言葉」や「天国の鍵への序文」と同じなのであるが、しかしその結論を支えている思想の内容についてみると、われわれはそこに一つの重要な差異があることに気づかざるをえない。それはグッドウィンやナイなどが、独立派の立場を教会組織論として主張しているのに対して、ロビンソンは信仰の自由の問題を、信仰そのものの原理から展開しているということである。言葉をかえていえば、独立派の主張は、教会を規制する権力にかんするものであり、「弁明の言葉」は、ジョーダンが指摘するように、長老派の国民教会のもとで組合教会（Congregationalism）が存在する権利をよう護⁽¹⁾したものにほかならないのであって、それはまさに宗教的「寛容」の主張なのであるが、ロビンソンの主張は、何らかの国民教会のもとに「寛容」によって存在する権利ではなく、国民教会そのものの存在が不可能であることを論証しようとしたものであった。ジョーダンが、「彼が主張したのは宗教的自由なのであって宗教的寛容なのではなかったということを、強調しなければならぬ⁽²⁾」といているのは、この意味であろう。

もつとも「弁明の言葉」などが、教会組織論にその主張を限定し、教義的にはその正統性——カルヴァニズムとしての——を強調したのは、それが「弁明」であるというその事情に由来することであつたともいえよう。それは長老派教会に反対するとともに、異端・分派という非難をもまた極力しりぞけなければならなかったからである。だが、ロビンソンが「バプティスト・ジョン」において、カルヴァニズムの救済予定説を非難し、あるいは長老派のウィリアム・プリンの攻撃に答えて、不寛容な長老制よりはむしろ穏健な国教会制の方がはるかによいとして、ロードにはプリンにはみられない「道徳的な高貴な信仰ぶかい精神のすぐれたしるし」をみることができると主張するとき⁽³⁾、ロビンソンと独立派との距離ははっきりとあらわれてくる。独立派は、次第にはげしく長

(1) W. K. Jordan: *The Development of Religious Toleration in England*, 1938, vol. III, p. 371.

(2) W. K. Jordan: *Men of Substance*, p. 88.

(3) cf. W. K. Jordan: *Men of Substance*, p. 108, H. R. Trevor-Roper: *Archbishop Laud, 1573—1645*, 1940, pp. 424—425.

老派を攻撃するようになるが、しかしそれはあくまで国教会を敵としたうえでのことであって、国教会派は常に寛容すべからざるものであった。だがロビンスンは、カソリックのみは社会的に有害であるから寛容すべきでない⁽¹⁾と主張しつつ、それ以外にかんしては寛容の対象としてよいと主張する。もとよりロビンスンも、「カソリック、ユダヤ人、トルコ人、異教徒、異端者の改宗につとめるべき⁽²⁾」ことを認めるのであるが、これはあくまで自由な討論と説得によるべきであって、強制によるべきではない。このようにロビンスンの宗教自由の主張は、彼自身は再三にわたって無宗教あるいは放任主義 (libertinism) のそしりをうけるべきものではないと反論をこころみているにかかわらず、ジョーダンが指摘するように、アナキカルな傾向をもつ⁽³⁾といつてよいであろう。それは、信仰の問題をまったく個人の問題へ還元してしまうことによって、正統独立派の主張よりもむしろ分離派的な方向へすすんでいるのである。

もちろんロビンスンも、バイブルの権威を疑っているのではない。だが、人間の知恵は真理の総体をとらえることはできないし、そういう人間の立場からみると、バイブルのなかにも矛盾があるように見える。しかし矛盾はバイブルのなかにあるのではなく、それを矛盾としてしかみることのできない人間の弱さにあるのであって、人間はたえざる努力によってのみ真理へ近づくことができるのであり、人間が絶対無謬の真理をもつことはありえないのである⁽⁴⁾。こういうロビンスンの考え方には、信仰そのものを否定する態度はないにしても、信仰の問題を人間理性と結びつけようとする合理主義と、その一步手前の懷疑主義とがからみあっている⁽⁵⁾のであって、矛盾を矛盾のままに信じようとするいわゆる二重真理というような考え方はロビンスンにはみられないのである。

(1) カソリックについてさえ、それが私的に行われ、社会的に害をおよぼさなければ認めてもよい、とロビンスンは主張する。cf. W. K. Jordan: *Men of Substance*, p. 134, n. 188.

(2) "Liberty of Conscience" p. 17—W. Haller: *op. cit.*, vol. III, p. 133.

(3) W. K. Jordan: *Men of Substance*, p. 93.

(4) "Liberty of Conscience" pp. 48—53—W. Haller: *op. cit.*, vol. III, pp. 164—169.

(5) ロビンスンの合理主義と懷疑主義については、W. K. Jordan: *Men of Substance*, pp. 94—98.

ロビンソンの宗教思想については、もっと詳しい分析が必要であるが、さしあたっていいうることは、以上の分析がしめしているように、ロビンソンは長老派から教義的にもはなれ、分離派的傾向をしめしており、その思想の系譜はカルヴィニズムよりもむしろルネサンス・ヒューマニズムにつらなるものである、ということである。ハラーはロビンソンの宗教思想を規定して、「独立派の要求に同情的ではあるが、すべての宗教グループや、運動からはなれてい⁽¹⁾る」ものであり、「やがて極端な分離派の立場と見分けのつかない立場に達し⁽²⁾た」といっているが、むしろその宗教思想にかんするかぎり、ロビンソンの立場は理神論への傾向をもつといてよいであろう。

このようにロビンソンの宗教思想は独立派の主流からはなれるものであったのであるが、そのことは彼を独立派よりもむしろアングリカン穏健派に接近せしめるものであったのであろうか。それとも分離派的なレヴェラーズへ接近せしめるものであったのであろうか。この点をあきらかにするために、次にロビンソンの政治思想に眼をむけなければならない。

4. ロビンソンの政治思想

「良心の自由」の序文のなかでロビンソンは、国王側のいい分も議会側のいい分もいずれも一方的で、相互に不信があるかぎりこの争いの解決の見込みはなく、ただイングランドの滅亡をもたらすのみであるとし、「危険な両極端を修正または拒否しようとする穏健な人々は、中立とか臆病とかみなされるべきではない」と主張して、「中立の合法性」をと⁽³⁾いている。そして具体的な提案としてロビンソンは、国王と議会がたがいに譲りあい、たがいの権利を尊重すべきであるとして7ヶ条の項目をあげる⁽⁴⁾のである。この条項は、たとえば

(1) W. Haller: op. cit., vol. I, p. 64.

(2) W. Haller: Liberty and Reformation in the Puritan Revolution, 1955, p. 160.

(3) "Liberty of Conscience", pref. — W. Haller: op. cit., vol. III, p. 108.

(4) Ibid., — Ibid., p. 111. この7ヶ条とは、(1)国王をもつと尊重すること、(2)国王はその収入の一部を断念すること、(3)国王の権限の完全な放棄や国王派の引渡しを要求するのはいきすぎである、(4)両派ともに武力削減をはかること、(5)国王に対し議会はもつと税金を承認してやること、(6)三年議会法の尊重、(7)議会内部の協力の必要、である。

議会在1642年6月に国王へ提出した「19ヶ条の提案」や、43年2月の「オックスフォード交渉」のときなどの条件よりも、ずっと妥協的なものであつて、おそらく国王が容易に受諾しうるであろう程度のものであつた。この時期におけるロビンソンは、議会側の和平派よりももっと保守的な、おそらく国王派にぞくするとさえいいうる立場をとっていたのである。

ところが1649年10月の「君主制と貴族制との小論」において、ロビンソンは君主制反対論者としてあらわれる。⁽¹⁾ 1644年の中立主義者がどういふ思想的な変化によつて、1649年の君主制反対論者になつたのかは、われわれの知りうるところではない。だがあきらかなことは、君主の死刑と君主制の廃止という既成事実を、ロビンソンが承認し、必要なこととして支持しているということである。

「小論」におけるロビンソンの論理はこうである。神は政府の必要を定めたが、その政治形体がどういふものであるべきかはとくに定めず、人間の決定にまかせた。イングランドが共和制へすすんだことは、その政治的必然であり、国王の死刑は、「われわれの自由と彼の生命とが両立しえなくなり、矛盾するようになったからには」、⁽²⁾ 平和と自由を守るためのやむをえざる行為であつた。問題は国王の死刑の可否をいまさら論じまどうことではなく、議会の至上性を容認し、そのもとで平和と秩序を回復することである。

こういう主張は、端的にいってしまえば、便宜主義であり、オポチュニズムだといわなければならない。⁽³⁾ ロビンソンに一貫しているのは実は何らかの政治理念なのではなく、このオポチュニズムなのであり、さらにその根底には、とにかくにも争いを避け、平和と秩序を維持するという基本的な態度があるのである。そしてそういう基本的な態度にかんしては、ロビンソンは、革命のなかで多くの同じ考え方の人々をもちえたであろう。たとえば、かつて国王の側

(1) その2年前に出版された「バハマ島……のための制度と条項」も、ロビンソンによるものと推定されるが、これはイングランドの問題にはまったくふれていないようである。

cf. W. K. Jordan: Men of Substance, p. 180.

(2) [H. Robinson]: Short Discourse betweene Monarchical and Aristocratical Government, p. 6.

(3) ロビンソンは政治における法則性を否定し、必要と便宜と摂理が政治を支配するという。cf. Ibid., pp. 3—4.

近でありながら、のちに共和制の理論的歴史的基礎づけをこころみたジェームズ・ハリントンや、絶対主義者でありながら、チャールズへもクロムウェルへもその理論を提供したトマス・ホッブズや、国王派にぞくしつつ一貫して和平の必要をときつづけたフークランドをはじめとするアングリカン穏健派や、そしておそらくはロビンソンがみずからの「貴重な友人」とよんだサミュエル・ハートリブや、こういうような人々のなかには、そのオポチュニズムにかんして程度の差こそあれ、革命の帰すうそれ自体よりもとにかく革命の終結が第一に重要だと考える態度が横たわっていたのであり、ロビンソンもまたその1人であったのである。⁽¹⁾したがってロビンソンは、ただ消極的な意味においてのみ、すなわち革命の積極的な推進者ではなく、その成果の受容者という意味においてのみ、独立派にぞくしていたといえるであろう。

したがってロビンソンの宗教思想に分離派的傾向があつたにせよ、それはとうていレヴェラーズと結びつく政治思想や政治運動をうみだすものとはなりえなかつた。その政治論の貴族主義的傾向は、そのオポチュニズムのとうぜんの帰結でもあつたのである。貴族制は、「人間が知りうるかぎりでのもつとも公平な正しい政府であり、民衆のアナーキーと特権的専制との中道であつて、そこでは人々は両方のいきすぎからまぬかれ、あらゆる極端からはなれた公平平等な状態のなかに安全に位置づけられる。²⁾」しかし同時にこの貴族主義的性格は、決してオポチュニズムのみにもとづくものではない。むしろ逆に、地主と商人を基礎とする貴族主義的な支配体制を、国王制のもとでも革命政府のもとにおいても、維持しようとするのが、オポチュニズムの本質だと考えるべきであろう。

(1) クロムウェルをもまたオポチュニストと規定する見解もある。cf. D. W. Petegorsky: *Leftwing Democracy in the English Civil War*, 1940, p. 103. だがこれはもちろん独立派が長老派とレヴェラーズとのあいだを動揺したことをさすのであつて、革命の基本線についての動揺ではない。クロムウェルは1648年11月の手紙で、「平和は神の手から与えられたときのみ良いものであり、……神の意志にそむいてそれをえようとするのはきわめて危険である」(W. C. Abbott: *Writings and Speeches of Oliver Cromwell*, 1937, vol. I, p. 677) といつてゐるが、ロビンソンらとクロムウェルとの対照は、こういう点でもつともはつきりしめされる。ロビンソンらにとっては、神の意志よりも平和の方が大切であつたのである。

(2) *A Short Discourse*, p. 14.

ロビンソンの生涯、宗教、政治思想にかんする以上の分析から、われわれはロビンソンとイギリス革命との関係にかんする規定をみちびくことができるであろう。それは一言でいえば、消極的独立派とでもいいうべきものであつて、独立派の主流からはやや距離をもちつつこれに追随し、革命の成果をうけいれるという立場のものであつた。その宗教思想に分離派的傾向があり、またその私設印刷所でレヴェラーズのパンフレットの出版に協力したとしても、ロビンソンは政治的民主主義の徹底を主張しつつけるレヴェラーズを支持することはとうていできなかつた。⁽¹⁾ロビンソンにおける分離派的傾向は、ほんらいの分離派におけるように、国教会から分離するという権利の主張に力点があるのではなくて、宗教問題をまったくプライベートなものとすることによって、秩序の維持をはかることに目標があつたのである。

5. ロビンソンの経済思想

ロビンソンの経済思想は、その最初の著作であり、かつ主著である「交易の増大によるイギリスの安全」(1641年)以来、微妙なニュアンスの変化はあるにしても、基本的な考え方においては、まったく一貫しているといつてよい。したがって私は分析の中心をこの主著におこうと思う。

ロビンソンがここで追求している目標は、この書物の標題にしめされているように、イギリスの「交易の増大」(trade encrease)ということである。いうまでもなく、この「交易の増大」は、国富と直結するものであり、また国富はただちに国防——「イギリスの安全」——へ結びつくものであつて、交易の増大・国富・国防という三つの目標は、ロビンソンの場合一つのことを意味している。そのような意味において彼は重商主義者⁽²⁾なのであり、ショーによって、「徹底した重商主義者」⁽³⁾といわれ、あるいはハラーによって「帝国主義者」と

(1) ロビンソンによれば、レヴェラーズの人民協定は無政府的であり、「専制とレヴェラー的混乱という……二つの岩のあいだ」をすすむことが必要だとされる。Short Discourse, pp.19—20.

(2) W. A. Shaw: Select Tracts and Documents illustrative of English Monetary History, 1626—1730 (1896, rep. 1935), p. 43. ただしショーはこういう規定に、「一見したところ」という限定を附しており、ブリオニストとの差を指摘し、むしろロビンソンの提案は時代に先んじすぎており、うけいられなかつたとして、彼の非重商主義的側面を重視するものごとくである。

(3) W. Haller: Tracts on Liberty, vol. I, p.72.

さえいわれているのも、当然であるといえよう。しかしさしあたってこのように、何らかのレッテルをはってしまうことはさしひかえておかねばならない。

ところでロビンソンは、その主著の冒頭において、オランダの発展がイギリスに与える脅威についてのべ、これを阻止する方法としてイギリス自体の交易の発展と、他国とくにオランダの発展の抑止策とをあげるのであるが、重点はもちろん前者におかれている。そこでイギリスの交易を発展させる方策を、ロビンソンにきこう。彼は交易には大別して二つの種類、すなわち国内の交易と海外交易とがあるとし、海外交易はさらに、輸出、輸入、仲介貿易（transporting）の三つに分けられている。彼が輸出入とともに仲介貿易を重視していることは、彼の立場を理解するうえに重要な点であるが、しかし彼は、こういう分類ののち、そのいずれかをとくに詳細に論ずるのではなく、すべてをひっくるめて、交易増大の方策として、17項目におよぶ具体的な提案をしている。「イギリスの安全」というこの書物は、この提案とその解説からなりたっているのである。経済現象の法則的なとらえ方や理論構成は、こういう具体的な提案のなかから断片的にのみ、うかがいうるにすぎない。以下、簡条的にその提案をみてみよう。

（1）沿岸の諸都市へ種々の特権を与えて貿易を振興せしめること。この特権の内容は、(i) 関税の軽減、または免除（とくに輸出品、および再輸出さるべき商品の輸入について）、(ii) 家屋税の数年間免除、(iii) 4パーセントの低利子での金融、であって、要するに、現在ほとんどロンドンを経由している貿易を、ロンドン以外の沿岸都市へ分散せしめようという狙いのものである。ロビンソンはこういう沿岸都市の発展策が、王国全体の繁栄をもたらすことによって、ロンドンを傷つけることにはならないであろうとはいっているけれども、と同時に、やはりロンドンが異常に膨脹しつづけている現状を憂慮し、それがロンドンにおける物価高をもたらすのみでなく、衛生上も不健康であり、さらには政治的にも内乱の危険をはらんでいる、という警告を発しているのである。革命において議会派についたロビンソンが、いかに1641年の段階においてであるとはいえ、こういう警告を発していることは奇異の念を与えずにはおかないのであるが、ここでもロビンソンのオポチュニズムを想起すべきである

う。と同時に自由港 (free port) による仲介貿易の拡大ということも、ロビンソンの一貫した主張であつたのである。⁽¹⁾

(2) 6パーセントへの利子率引下げ。ここでロビンソンは、利子徴収が合法的であるかどうかという古い問題に、多少のこだわりを残しながら、その問題にふれることをさげ、もっぱら低利の有益性を主張し、反対論を批判している。彼があげている反対論は三つであつて、第一には利子率を下げると外国の資本がひきあげられてしまうという意見、第二には国内の資本が商工業へ投下されず、土地買入れにむけられてしまうという意見、第三には利子率が下ると土地価格が上り、農産物価格が騰貴する、という意見、である。これに対してロビンソンは、まず第一の意見に対しては、外資が引揚げることはむしろ望ましいと答え、第二の反対論に対しては、土地を買うものがあればこれを売るものもあるはずであり、土地を売るものも、「たしかに、貨幣を増殖せずに退蔵しておこうという意図をもつものではない」⁽²⁾のだから、結局、商工業に投下される貨幣(資本)の総額には変りはない、と答えている。この場合、ロビンソンが土地に投下される資本を非生産的とみていること、および17世紀末の利子率論争において一つの問題点となつた貨幣退蔵の問題が、かえりみられていないことを、注目しておく必要があるであろう。第三の反対論に対するロビンソンの反駁は、彼が農業問題にふれている数少ない箇所の一つとして、特別な興味をひくものであるが、彼はここで、17世紀末の利子率引下げ論者のように、利子率の引下げがもたらすべき土地価格の騰貴を望ましいものとするのではなく、土地価格は騰貴しても農産物価格は上昇しない、と答えるのである。すなわち、ロビンソンにとっては、土地価格そのものは、それ自体としては重要な問題なのではなく、それが農業にどういう影響を与えるかが問題なのであるが、外国農産物の競争があるかぎり、土地価格の騰貴は決して農産物価格の騰貴という形ではねかえってくるのではなく、むしろ農業生産力の増大と

(1) 自由港の主張については、ほかに、“Briefe considerations, concerning the advancement of trade and navigation”, 1649, p.6, “Certain proposalls in order to the peoples freedome and accomodation in some particular”, 1652, p.11.

(2) “Englands safety, in trades encrease”, 1641, p.7.

なってあらわれるであろう、とロビンソンは考えている。ここでロビンソンは、土地価格の騰貴と地代の引上げとを混同しているように思われるが、ともかく、農民は地価（正確には地代）を支払うために、「価格を引上げるよりむしろ勤勉によって生産物を増大する⁽¹⁾」であろうし、「食事を質素にし、あるいは、もっと勤勉になって、頭と手を働かせて土地の改良につとめ——土地改良という点では疑いもなく彼らは他国民にたちおくらせているのであるが——、農場の価格が引上げられるときにはただちに年生産物をいちじるしく増大せしめる⁽²⁾」であろうといっている。利子率の引下げが何故地代上昇をひきおこすのか、という点についての説明が曖昧であるために、以上のようなロビンソンの主張は説得力を欠くといわなければならないけれども、ともかく、土地改良による農業生産力の増大が要求されていることは、のちの論稿において、農業生産力の増大のために、湿地地方の干拓と、共有地の囲込みが提案されていることとともに⁽³⁾、注目されるべき点であろう。しかし農業問題にかんするロビンソンの発言はこの程度にとどまっていた、農業生産力増大の要求も、それ自体として提起されているのではなく、商業とのかかわりにおいてのみ主張されているということも、同時に留意される必要がある。「耕作と牧畜にのみ従事して安んじている国民は、食物や衣服は十分にえられるであろうけれども、人口がいちじるしく稀薄になってしまつて、外敵の侵入から自らを防衛することはできないであろう。……交易なくしては、恒久的な安全の保障はありえないのである⁽⁴⁾」と、ロビンソンはいつている。低利率の有益性も、農業への影響は副次的なものであつて、主目的はあくまで商工業、とくに商業、にあり、低利が借入資本によって企業を活潑にしていくことを促進するという点がもっとも強調され、またオランダとの対比によって、利子が高率であるかぎり、仲介貿易は不可能だ、とも説かれている。この点ではロビンソンは、トマス・カルペパ、ジョ

(1) Ibid., p.8.

(2) Ibid., p.7.

(3) cf. "Certain proposalls in order to the peoples freedome", p.19. 囲込みについては、共有地に権利を有する人々には、もし彼らが勤勉であるのなら、十分な土地の割当てをすべきである、という条件がつけられている。

(4) "Certaine proposals in order to a new modelling of the lawes", 1653, Preface, p.13.

サイア・チャイルド、ニコラス・バーボン、チャールズ・ダヴナントらの線になつているといえよう。

しかしロビンソンは、カルペパやチャイルドと異なり、利子率の引下げを、法律の力をもって強行しようとするものではない。「イギリスの安全」のなかではその点については何ものべられていないけれども、1652年の「提案」のなかでは、法律で利子率を下げようとするのは、かえって逆効果をとまなう危険があるとし、貨幣資本 (money stock) の増大のみが利子率を引下げうる、と主張している。「交易は水のように、その自然の流れ (usuall course) を阻害されれば別の水路をつくっていく⁽¹⁾」からである。それでは貨幣資本の増大はどのようにして可能であろうか。われわれはロビンソンの提案の検討をつづけなければならぬ。

(3) 関税とくに輸出税の引下げ。ロビンソンは関税の問題をこれまでのように、国王の歳入の増加という観点からではなしに、あるいは少なくともそれと並列的に、交易の増大という観点から考えるべきであると主張し、国産品の輸出税をひき下げ、外国からの輸入品については、原料品の関税をひき下げ、加工品や奢侈品には高率の関税を課すべきであると主張する。こういう主張はいうまでもなく当時としてはきわめて常識的なものであり、とくにとりあげる必要はないようにみえる。しかしもう少し注意してみると、この一見保護主義的な関税政策の主張が、かならずしもいわゆる保護主義とは同一のものではないことに気づくであろう。製品輸出と原料輸入による工業の奨励が、主として貧民の雇傭増大という視点からとらえられていて、製品輸出によるより多量の外貨の獲得という視点のものではないことが、保護主義との一つの差であるが、さらに、国産品の輸出は外国品の輸入があつてのみ可能だという考え方において、ロビンソンは貿易差額論とも保護主義とも異なるきわめてユニークな立場をしめしている。この点については、のちに為替論との関連においてあらためてとりあげることにしたい。

(1) "Certain proposalls in order to the peoples freedome", p.10. 1652年の法律はそれまで8パーセントであつた利子率を6パーセントにひきさげたのであるがこの論稿はそれ以後に書かれたもので、利子率をさらに4~5パーセントに引下げようと提案している。

(4) 植民地の維持および拡大。「イギリスの安全」においては、ロビンソンは、ニューファンドランドにかんしてはこれを漁業基地としてとくに重視している以外には、一般的に植民地は「領土 (dominion) と交易 (traffike) との両方を増大するゆえに、きわめて重要な問題である」といいつつ、⁽¹⁾ 具体的には植民地が貧民や浮浪者を吸収し、本国の負担を軽くするとのべているにとどまっている。のちの論稿では植民地が原料——とくに造船用資材——の供給源としてもつ意義や、⁽²⁾ あるいは本国と植民地もしくは植民地相互の交易による運賃収入の増大が、⁽³⁾ 植民地拡大の利益としてあげられているが、本国の製品市場としての植民地の意義についてはふれられていないし、原料供給源としても、本国の工業品原料や仲介貿易のための商品供給という意義はとりあげられていない。ついでながら、ロビンソンが航海条令について一言もふれていないことも指摘しておいてよいであろう。全体としてその植民地論には、領土拡大という観点が支配的であるように思われる。

(5) 漁業奨励。 漁業奨励はロビンソンの諸提案のうちで中心的な位置をしめている。漁業は、「われわれの将来の商業と富 (propriety) の最大の手段であるのみでなく、唯一の手段である」とされ、⁽⁴⁾ また、「われわれの将来の富と安全の唯一の柱」⁽⁵⁾ であるともいわれている。漁業奨励の具体策としてロビンソンがあげているのは、イギリス沿岸における外国漁船の就業禁止、海軍力の強化、週二回の肉食禁止日 (Lent) の励行などで、とりたててわれわれの興味をそそるものではない。しかし、ロビンソンは何故このように漁業の重要性をくりかえし強調し、⁽⁶⁾ 国富増進のもっとも主要な手段として「両印度のそれに匹敵する宝」⁽⁷⁾ とまでいっているのであろうか。一つには漁業が海運振興のもっとも有効な手段であり、海運を強化することによって世界を支配することが可

(1). "Englands safety", p.13.

(2) "Certain proposalls in order to the peoples freedome", p.11.

(6) "Briefe considerations", p.7.

(4) "Englands safety", pp. 13—14.

(5) Ibid., p.15.

(6) 漁業奨励についてはほかに、"Certain proposalls in order to the peoples freedome", p.10, "Briefe Considerations", p.8 などをみよ。

(7) "Englands safety", p.4.

能だという認識——「海を征服し支配しうるものは世界を支配する」⁽¹⁾——があることは明白であるが、もう一つには、少くとも「イギリスの安全」においては、イギリスの貿易の基底をなす国内生産力が、当時の一般的な見解におけるように毛織物産業においてとらえられなかったという事情を、指摘しなければなるまい。ロビンソンは毛織物輸出の重要性をもちろん否定しているのではなく、その奨励策をも提案しているのではあるけれども、しかし、「現在ではドイツとオランダへは、以前の三分の一しか売ることができず、⁽²⁾将来はトルコやモスコーへの輸出もおびやかされるにいたるであろう、という暗い見透しをいだかざるをえなかったのである。こういう悲観的な予測はその後の諸論稿においては影をひそめたようであるけれども、しかし毛織物工業は、国富増進の基幹的な手段たる地位をついに与えられなかったのである。この点は先の農業問題の扱い方とともに、ロビンソンにおける生産力の意識の程度をしめすものとして注目しておかねばならない。

(6) 毛織物輸出の増大。 毛織物の輸出はロビンソンの関心の一つであるが、ここで彼は良質のものを安く輸出する方策を提案する。そのためには、一つには原料の確保が必要であり、羊毛の輸出禁止、子羊の殺害禁止、アイアランド、スコットランド、スペインの羊毛の独占などが主張され、⁽³⁾ もう一つには、次の提案とも関連して、品質検査制が提案されている。こういう提案もまったく常識的なものであるが、ただ検査を集荷商人のところではなく、生産者に対して要求していることが、特徴といえ特徴的であろう。

(7) 既存工業の奨励と新工業の導入。 既存の工業としてあげられているのは、毛織物および絹織物工業であり、導入さるべきものとしては、リンネル、製塩、索条などがあげられている。これらの工業については、先の毛織物の場合と同じように、検査官制度が要請されているが、工業の奨励もしくは導

(1) "Certain proposals in order to a new modelling of the lawes", Preface, p. 13.

(2) "Englands safety", p.14.

(3) これらの具体的提案は、"Englands safety" にはなく、"Briefe considerations", pp. 4—5, "Certain proposalls in order to the peoples freedome", p.11 にみられる。

入の主張においてロビンソンの主たる狙いは、輸入削減または輸出増大による金銀・貨幣の獲得・蓄積にあるのではなく、それが「多くの人々を就業せしめ、妻子・家族を扶養せしめる⁽¹⁾」ことにあるということは、注目すべきであろう。生産力よりも救貧・雇傭の視点が強いのである。

(8) 仲介貿易の振興。 イギリスをしてヨーロッパ諸国家の「中心市場 (emporium) または倉庫 (ware house)⁽²⁾」たらしめようという主張は、第一の提案に関連してふれたところであるから、ここでは再説をさけよう。

(9) 東印度貿易の振興。 ロビンソンは「イギリスの安全⁽³⁾」のなかで、「漁業と東印度貿易を維持し拡大しなければ、他の国民がわれわれの利益をおかし、われわれの交易は日々に衰え、国家全体も同じくすみやかに貧困と完全な破滅へつきすすむであろう」と、二回にわたって大きな文字で書きしるしている。このように東印度貿易は彼の提案のうちで、漁業とともに基幹的重要性を与えられているといえよう。といってもロビンソンは東印度貿易の現状に安んじているのでは決してない。現状においては、東印度貿易は逆バランス（入超）になっているのみでなく、輸出をもっぱら衣類にたよっているので、この輸出を増加することも価格を維持することも困難であるかぎり、東印度貿易は輸出入をともに減ずるのでなければ維持しがたいという、まことに矛盾した悲しむべき状態にある、とロビンソンは考える。この状態から脱却するためには、衣類にのみたよることをやめ、新しい産業や漁業をおこし、不要品の輸入を減じ、仲介貿易を盛んにするのでなければならない。ここにも先にみたように、毛織物工業の前途にかんする暗い見透しがあるわけである。東印度貿易のシステムについては、ロビンソンはカムパニ制の熱心な支持者であつた。とりわけ、東印度貿易のように大きな施設と経費を必要とし、かつオランダなどの諸外国との競争を恐れなければならない部門においては、個人の恣意的な経営は混乱と無駄と、そして結局は全体としてのマイナスをもたらすにすぎないであろう。この重要な事業は、合同の、秩序ある合資企業 (a joynt and well

(1) "Englands safety", p.18.

(2) Ibid., p.20, cf. "Brieve considerations", p.6.

(3) "Englands safety", p.49, p.61.

governed stocke and companie)⁽¹⁾」によるのでなければならない、とロビンソンは主張する。この主張は、1649年の論稿ではやや弱められ、カムパニ制が「私利や個人の支配のために、(交易の)大きな障害となつた⁽²⁾」ことが認められ、交易をすべての人々に開放するかどうかという問題を真剣に討議すべきであるといわれているが、しかしここにおいても、交易における「よき秩序」の必要は決して否定されてはいないし、カムパニ制の廃棄ではなく改善が企図されていると解すべきであろう。なおカムパニ制のよう護自体は、第15番目の提案の内容をなしている。

(10) 商事裁判所の設立。ここで提案されているのは、商人によって(少くとも商人を加えて)特別の裁判所を設置し、ここで土地・家屋・商品などの売買・貸借にかんする紛争を処理しようということなのであるが、こういう提案はロビンソンだけにかぎられず、当時かなりひろくみられたものなのであるが、いまロビンソンにかぎっていうなら、この提案にはいくつかの意味がふくまれているように思われる。「イギリスの安全」のなかでロビンソンがあげているこの裁判所設置の利点は、裁判が迅速となること、土地・家屋などの登記により取引が安全になること、保険制度が可能となること、などであるが、1650年代の彼の論稿のかなり多くの部分は法律・裁判制度の改正問題にあてられており、商事裁判所の設置提案もそのような法律改正の主張の一部として理解されるべきであろう。それではロビンソンの法律改正の狙いはどこにあったのであろうか。1653年の「法律および法手続きの改正のための若干の提案」には、23ヶ条にわたって詳細かつ具体的に改正点が主張されているのであるが、その主たるものは、衡平法裁判所(Chancery Court)の廃止、州裁判所(county court)の設置、裁判官の不正や誤審への厳罰、裁判記録を完全にすること、等々であり、また1651年の論稿では陪審官制度に対する反対が7つの理由をあげてのべられている。周知のようにイギリス革命の共和制政府は、法律改正をその主要な任務の一つとし、とくに1653年の指名議会は、衡平法裁判

(1) Ibid., p.25.

(2) "Briefe considerations", p.8 (原文ではページずけが誤つて p.5 となつている)

所の廃止を目標としたのであるが、ロビンソンはこういう議会の努力を高く評価し、イギリスの繁雑な法体系は、「まったく圧制のおとし子であり、圧制者の作品である」⁽¹⁾とし、その改正なくしては、「われわれが多くの血と宝をなげうって獲得した輝かしい自由と発見のすべては、空しいものとなるであろう」⁽²⁾とまでいうのである。ロビンソンにとっては、イギリスの法体系は人民を無知のままにおき、国王の専制をいんべいし、かつそれに寄生して国民の総収入の三分の一を喰いつぶしている法律家たちを養うだけのものにすぎない。法は簡単明白かつ公平であり、すべての国民に対し同一のものでなければならない。こういうロビンソンの法律改正のつよい要求は、革命における民主諸勢力の要求と合致し、ロビンソンを、その分離派的傾向をもつ宗教の自由の主張とともに、ふたたびレヴェラーズへ接近せしめるもののようにみえる。たしかに法律改正にかんするロビンソンの主張は、その多くの点においてレヴェラーズのそれに合致するのであるが、しかし一つの重要な点でレヴェラーズの要求と喰いちがっているのである。それはロビンソンが陪審官制度を非難しているということである。レヴェラーズにとっては逆に、イギリスの繁雑な法体系改正の要求は、共同体的な自治への憧れと結びついていたのであって、したがって陪審官制度こそが、法体系の理想なのであった。⁽⁴⁾しかしロビンソンは、封建制の伝統をひくコモン・ロウや、絶対王政の特権法体系に対する反対ではレヴェラーズと一致しつつ、共同体的な陪審官制に支持を与えることはできない。ロビンソンの関心は、あくまで交易と富の増大にあるのであって、不馴れで素人くさい陪審官制はかえって有害であり、むしろ固定した俸給を支給される専門家の裁判が望ましいのである。ロビンソンの友人であったレヴェラーのウォールウィンは、この問題にかんしてはロビンソンを非難し、「おっちょこちよいのロビ

(1) "Certain considerations in order to a more speedy, cheap, and equal distribution of justice throughout the nation", 1651, Epistle, p.3.

(2) Ibid., Epistle, p.1.

(3) cf. "Certain proposals in order to a new modelling of the lawes", pp. 1-4.

(4) とりあえず, C. Hill: The Norman Yoke (in "Puritanism and Revolution", 1958) p.77 参照。

ンスン氏」,「新しいものずきの旅人」,などといっているが、⁽¹⁾ロビンソンが要求しているのは、いわば形式合理的な法体系だといってよいであろう。ロビンソンはまた、1650年の職業紹介所設置の提案のなかで、雇傭契約を、現在のように雇傭主側の一方的優位においてではなく、両者の平等の立場においてなすべきであると主張しているが、⁽²⁾このことも、同じように形式合理的な法体系の要求をあらわしているともみてよいであろう。「イギリスの安全」における商事裁判所設置の主張は、こういうロビンソンの法律改正要求の一部としてとらえることができる。

(11) 銀行の設立。この提案は次の提案とともに、流通手段の増大を目標としている。銀行は預金・貸出の業務をはたすことによって、退蔵資金の流通を可能にするのみでなく、銀行券 (assignment) の発行によって信用貨幣を創造することができる。ただこのような信用制度が絶対君主によって濫用されるという不安が残るのであるが、ロビンソンはフローレンスの例をあげ、メディチ家のもとにおいて銀行が成功しているのであるから、イギリス君主制のもとにおいてもそれが成功しえないはずはないと主張する。銀行こそは、「交易にかんする国民の資本 (stock) を、無限に増大しうるものであり、要するにそれは錬金薬液 (Elixir) であり、還金石 (Philosophers Stone) である。」⁽³⁾

(12) 債務手形 (bill of debt) の流通。これは銀行券と同じように流通手段の不足を補うものであり、これが安全確実に流通しうるようになれば、それは「交易に活気を与え、国家の資本を増大する」⁽⁴⁾であろう。そしてその流通を安全ならしめるためには、土地・家屋と同じく、商事裁判所へ登記せしめなければならない。

(13) 金融市場の確立。ここでロビンソンは為替制度の整備を主張し、

(1) W. Walyn: *Juries justified, or a word of correction to Mr. Henry Robinson, 1651*, —cit., W. Haller, *op. cit.*, vol. I, p.64. ウォールウィンはロビンソンに対し、陪審官制を非難したパンフレットの出版をやめさせようとしたが、ききいれられなかつたという。cf. W. K. Jordan: *Men of Substance*, p. 197, n. 151.

(2) "The office of adresses and encounters", 1650, p.4.

(3) "Certain proposalls in order to the peoples freedome", p.18.

(4) "Englands safety", p.37.

その利点として二つをあげている。一つは、正金を輸送する不安や手間を省いて、送金しうるということであり、この点にかんしてはほとんど問題はない。もう一つは、ロビンソンが“*imaginarie exchange*”とよぶものであって、これは現金送金に代るといふ為替本来の機能をはなれ、為替振りだしによる信用の創造を目的とするものであり、利子徴収が狙いとされるものであって、一般には、16世紀のトマス・グレッシャム以来為替の濫用として非難をうけていたやり方であった。グレッシャムにあっては、このやり方は“*dry exchange*”あるいは“*fictitious exchange*”とよばれ、外国商人がイギリス商人から利子をとりにたてる方法として非難されているのであるが、⁽¹⁾ロビンソンはこれを外国商人対イギリス商人という関係においてではなく、たんに利子徴収という一般的な問題として考え、その合法性を容認する。それは家屋の貸借にともなう家賃、馬の貸借にともなう雇入れ料、奴隷や徒弟の雇入れにともなう賃銀、などと同じく、正当性を主張しうるものなのであり、「契約、取引、売買を活気づけ……交易を拡大し、……これを改めようとすれば世界中のすべての商業の三分の二はほろびるであろう⁽²⁾」といわれている。ロビンソンは利子徴収の合法性を正面からとりあげて論証しようとはせず、その禁止を主張する神学者の再考をうながすにとどまっているが、しかし、いかにこれを禁止しても、「利益や儲けは甘く強く良心を麻痺させるから、国中の人々は、ほとんどあるいはまったく苛責を感じることなく、（利子徴収を）実行するであろう⁽³⁾」といっている。この問題もまた、先の二つの提案とともに、信用の創造、流通手段の拡大という狙いをもつものであろう。

(14) 河川、運河、道路の整備。これは国内交易の改善を目標とするものであるが、とくにとりあげる必要はないと思われる。

(15) 貿易カムパニ制の維持。先に第9番目の提案に関連してふれたように、ロビンソンは東印度会社をはじめとするカムパニ制の維持を主張するのであるが、ここであらためてその問題を取りあげ、カムパニ制は国産品の安売

(1) グレッシャムにかんしては、渡辺源次郎氏の労作、「トマス・グレッシャムの為替論」（同氏「イギリス初期重商主義研究」1959年所収）参照。

(2) “*Englands safety*”, p.41.

(3) *Ibid.*, p.41.

りや外国品の価格つりあげを阻止しうるとし、自由貿易（カムパニ制の廃止）は、一時的には貿易を増大し、特定の人々には有利であろうけれども、結局は過度の競争をひきおこして皆の破滅をひきおこすであろうと云って、議会に対し現存カムパニの特許状の確認を要請している。

(16) 商業委員会の設置。この提案はおそらく、1620年代よりはじまる交易委員会制を、より一そう充実しようとしたものと思われるが、委員会のメンバーに商人を加えよという主張以外には、とくにみるべき点はなく、その解説もきわめて簡単である。

(17) 商人の社会的地位の向上。この提案には、商人を下級の官職から免除せよということ以外には、具体的な項目はなく、商人の社会的機能の讚美と、商人に対する尊敬の要請がみられるのみである。商人は、「国家の富と安全の偉大な柱であり土台⁽¹⁾」であって、「一人の商人によって数百人の人が雇傭され維持されているのだから、一人の商人はふつうの人の数百人に値いする⁽²⁾」といわれ、商人および商業に対する政府と世人の理解が要望されているのみでなく、商人がジェントリ層の二・三男に多く、独自の階層を構成しえないことを歎いて、外国におけるように商人が代々その技能と熟練を伝えるべきだ、と主張されている。こういう主張も当時としては決して珍しいものではなかったであろう。

以上、私は、やや冗長にわたることをあえてしつつ、ロビンソンの17ヶ条にわたる具体的な提案を、これに若干のコメントを加えつつ、逐条的に紹介してきた。これらの17ヶ条はかなり広汎な範囲にわたるもので、総花的とさえいえるものであるが、しかしすでにある程度あきらかにしえたように、その間にももちろん軽重の差はあり、ロビンソンの思想のいわば焦点とまとまりをうかびあがらせているように思われる。ところでこれらの提案のなかで17世紀初期の重商主義論争において、論争の中心となった為替の不等価の問題と貿易差額の問題が、若干言及はされているものの、それ自体としては問題としてとりあげ

(1) "Englands safety", p.47.

(2) Ibid., p.47.

られず、それらにかんする提案がなされていないことは、見逃しえない点であろう。「イギリスの安全」においては、これらの提案につづいて、為替と貿易差額の問題が批判的にとりあげられているのであるが、それは積極的な提案ではないけれども、ロビンソンの思想をあきらかにするためには、積極的な提案より以上に重要な意味をもっているのであって、以下、私はその点の検討にうつらなければならない。

ロビンソンは貿易差額論者の主張を全面的に否定するものではない。その批判は、むしろ輸出増大、輸入減少の方法にかんするものであって、たとえば外国商品の輸入を禁止すれば、当然外国の報復措置を恐れなければならないし、また貨幣輸出の禁止というブリオニストたちの主張は、交易を阻害するにいたるであろう、より有効な方法は、第三の提案にしめされたように、関税政策で輸出入を調整することである。こういうロビンソンの批判と主張は、いわゆる貿易差額論者の立場と若干異るところがあるにしても、しかもなお貿易差額論の枠内にとどまるものとみるべきであろう。しかしロビンソンの考え方には、貿易差額論の立場そのものをこえるものもふくまれているように思われる。金銀の流出を歎く人々が多いけれども、イギリスのように国内で金銀を産出しえない国において金銀が流出するのは、それより多量の金銀があらかじめ流入していたからではないか。とすれば、金銀の流入あるかぎり、その流出は歎くにあたらないことだ、とロビンソンはややシニカルに批判をなげかけ、さらにすすんでは次のような注目すべき主張をかかげている。イギリスへ金銀が流入すれば、他国に金銀が不足し、イギリスの商品は売れなくなり、「ついに交易は、疑いもなくまったくやんでしまうであろう。したがって、われわれが商品売りに行く国々においてもまた、貨幣が豊富であることがわれわれの利益なのである⁽¹⁾」。もしイギリスが世界中の金銀を独占してしまうなら、世界に征服すべき国がなくなったといって歎き悲しんだアレクザンダ大王のように、交易を停止せざるをえないのだから、金銀の獲得においても適度にすることが望ましいのである。この主張は、方法の差こそあれ、とにかく金銀の獲得それ自体

(1) “Englands safety”, p.57.

を経済政策の目標とした重商主義思想の枠をこえるものであって、ロビンソンの思想の特異性をしめすものといわなければならない。ただしこの特異性をどう評価するかは、なおたちいった検討を必要とするであろう。

次に外国為替の問題であるが、当時の一般的な見解としては、イギリスの貨幣が為替率において不当に低く評価され、そのために外国市場においてイギリス商品が安く売られることとなり、貿易差額のうえに不利である、と考えられていた。ロビンソンはそのような事実はそれとして認めるのではあるが、その事実の評価にかんしては、通常の見解と正反対の立場をとる。すなわち、為替相場が不利でありイギリスの輸出品が安値であるなら、輸出品の量をふやすことが可能なのであり、逆に為替相場が有利となれば、安い外国品が多量に流入し、イギリスの輸出品は高価になってその量は減少するであろう。とすれば、「高価で少量のものを売るよりも、利益は少くとも、製造業者や商人が生活できる程度の安い穏当な価格で、多くの国産品を売る方が、国家にとって有益ではなかろうか。何故なら全体としては、多くのものからの利益の方が少しのものからの利益より大きいし、とくにそれだけ多くの人々が、他の働き口がみつかるまで、仕事についていることができるから。」⁽¹⁾ここでも貿易の問題が雇傭の問題との関連でとらえられていることに注目する必要があるであろうけれども、それはともかくとして、為替相場の不利をかえって貿易に有利と考えるこの主張は、当時としてはきわめて特異な主張であつたにちがいない。もつともロビンソンは、のちの1652年の論稿においては、為替相場が不利であるためにイギリスの貨幣が輸出されていることを歎き、すべての商人に為替の等価取引を守らしめるようよびかけ、それが不可能なら公立の為替取引所を設置せよと提案しているのであるが、⁽²⁾この場合においてさえ、為替取締りが貿易振興の基本解決策と考えられているのではなく、貿易差額がより根本的と考えられているのであり、しかもそれさえ彼の提案の中心的な地位を与えられているものとはいえないのである。

(1) Ibid., pp. 55—56.

(2) cf. "Certain proposals in order to the peoples freedome", pp. 15—16.

6. 結 語

以上のようなロビンソンの経済思想は、かなり特異な点をいくつかふくんでいるように思われる。まず第一に、ロビンソンにおける貿易差額論批判は、当時の経済思想のなかではきわめて特異なものであり、この点に注目したショーは、ロビンソンを「早熟な、時代ばなれのした」思想家として、高く評価したのであった。⁽¹⁾しかし同時にわれわれはロビンソンが、「一国の交易の増大は他国の交易をほりくずし、くいつくす能力をもつ」⁽²⁾と云って、典型的な重商主義的流通主義の立場にたっていることを見逃すことはできない。こういう、静態的な富のとらえ方と貿易差額論批判とがどう結びつくことができるのか、という問題は、もちろんロビンソンの意識していないところであって、明快な説明をきくこともできない。ただ、ロビンソンの貿易差額論が生産力的な基礎をもたない、ということだけは、確実にいいうるであろう。

生産力の観点をもたないということは、むしろロビンソンの思想の第二の特徴としてあげられるべきである。それはくりかえし指摘したように、まったく商人的な立場にたつものであって、交易の増大もまた、流通量の増大として考えられているにすぎない。生産に対するロビンソンの関心は、生産力の発展という面にでなく、雇傭の維持という面にむけられているのである。雇傭の維持ということは、あらゆる立場の人々からいろいろな角度で要求されていたことであって、それだけではとくにロビンソンの特異性をしめす指標とはなりえないように思われるが、生産力の問題が無視——少くとも軽視——され、たんなる流通量の増大、そのための低利子、信用通貨の拡大が要求されるなかで、雇傭問題が考えられているとすれば、その視点が資本＝賃労働関係の拡大といった方向でないことは、あきらかであろう。たとえば先の引用のしめすように、農業だけにたよっている国民は人口が減少し、交易は人口を増加せしめる、というロビンソンの主張は、バクスタが職業選択の規準をまず農業、ついで工業としたことや、⁽³⁾ハリントンが商工業の基礎に農業をおいたことなどにくらべ

(1) W. A. Shaw: op. cit., p.43.

(2) "Briefe considerations", p.1.

(3) 竹内幹敏：前掲論文 33ページ。

(1) して、この段階におけるイギリス資本主義の発展の基本線をとらえていないとい
 ってよいであろう。といてまたロビンソンの雇傭への関心は、たとえば大主
 教ロードが、人口減少をとまなう土地囲込みに反対したときの関心とも同じも
 のではない。ロードの場合には何よりも「古い社会秩序」の維持が主要関心な
 のであったが、(2) ロビンソンの場合には、流通利潤の維持および拡大のために、
 雇傭の安定が考えられているにすぎず、その雇傭の形体あるいは質は、問題と
 されていないように思われる。

第三にロビンソンは、たとえば利子論にかんする発言にみられるように、経
 済的自由主義への方向をもっていた。経済の動きは政治や法の十分に規制しう
 るところではなく、むしろその自然にまかせるべきであるという主張は、「良
 心の自由」のなかの次のような言葉にも端的にしめされている。「すべての人
 は大てい自分自身の仕事をもっともよく知っており、……すべての人は自分で
 良いと考えたとおりに自分のことをやっていきたいと望んでいる。」したがっ
 て国家が臣民に対してあれこれと干渉することは、「きわめて大きな背理であ
 り、途方もないやり方」である。(3) もっともすでにみたようにロビンソンは、外
 国貿易においてはカンパニ制をよう護し、また毛織物の品質検査制を主張して
 いるのであるが、それはこの当時における経済的自由主義のいわば限界である
 というべきであろう。

それでは、最後に、ロビンソンの以上のような思想は、イギリス重商主義思
 想史およびイギリス革命思想史のなかで、どのような位置を与えられるべきな
 のであろうか。一応の見とおしとして結論めいた規定を与えるなら、ロビン
 ソンはトマス・マンとトーリ自由貿易論者とを結びつける線のうえにあるといっ
 てよいであろう。全体としてロビンソンの思想を検討してみると、それは決し
 て、ショーがいったように「早熟で時代ばなれしている」というようなもので

(1) 浜林正夫：「イギリス革命期の経済思想(1)——ジェームズ・ハリントン——」
 (「商学討究」第9巻1号、1955年) 35ページ。

(2) cf. H. R. Trevor-Roper: Archbishop Laud, 1573—1645, 1940, pp. 166—
 170.

(3) “Liberty of Conscience”, p.39—W. Haller: op. cit., vol. III, p.155.
 なおここでロビンソンはこういう経済的自由主義の主張を、宗教的自由主義の主張
 のために用いているのである。

はなく、むしろところどころに古さをもちながら、生産力の十分な変革をともなわぬうちに、流通論の立場からする自由主義の主張として、位置づけられてよい。その点では、ジェームズ・ハリントンが、やはり生産力の変革をともなわぬままに、地主的な立場から革命の成果を受容しようとしたのと、まったく同じような性格をもつものである。イギリス革命における独立派は、このように地主・商人的な立場をとる勢力をふくんでいたことが、ここであきらかになるわけであるが、くりかえしていうまでもなく、それはいわば消極的な独立派であって、独立派の中核的な勢力ではなかったのである。ロビンソンの思想の分析は、したがって独立派を構成する諸要素の一つをあきらかにしたにとどまるといわなければならない。

【附記】 この論文を書くにあたって、ロビンソンの原典のマイクロ・フィルムを、東京大学図書館および竹内幹敏氏の御援助によつて、手にすることができた。附記して心からなる感謝の意を表したいと思う。